

「通所＋訪問」次期改定では見送り

12月4日の第234回介護給付費分科会では、**・運営基準**に関する事項・多床室の室料負担・**複合型サービス（訪問介護と通所介護の組合せ）**・その他（基準費用額、総合マネジメント体制強化加算、終末期の薬学管理、定期巡回・随時対応型訪問介護看護における訪問看護関連加算等の取扱い）について議論が行われました。新たな複合型サービスとしての**「通所＋訪問」サービスは次期改定での創設は見送り**という、厚労省の意向が示されました。又、「介護医療院」と「療養型・その他型の老健施設」において、一定所得以上の入所者に対する**多床室の「室料負担」**について、賛成意見と共に、プライバシー確保の面や居室面積の狭さなど、「生活の場」とは言えず室料負担は反対などの意見が委員から出されました

運営基準の改正等の概要（抜粋）

【全サービス共通】

- 重要事項の「書面掲示」：1年間の経過措置を置いたうえで**「ウェブサイト掲載」を義務付ける**
- 管理者の兼務範囲**拡大**
- 身体拘束最小化（短期入所系・多機能系サービスで1年間の経過措置を置いたうえで**「身体的拘束等適正化措置」を義務付け**、訪問系・通所系サービス、福祉用具貸与・販売、居宅介護支援で「緊急やむを得ない場合を除く身体的拘束等禁止」を求める

【短期入所系・多機能系・居住系・施設系共通】

- 3年間の経過措置を置いたうえでの「利用者の安全、介護サービスの質確保、職員の負担軽減」方策を検討する**委員会設置義務**

【訪問系サービス】

- 訪問リハビリ：医療機関からのリハビリ実施計画書入手**義務化**、老健施設・介護医療院での見直し指定導入
- 居宅療養管理指導：高齢者虐待防止義務緩和措置の3年間延長、BCP策定義務猶予の3年間延長

【通所系サービス】

- 通所リハビリ：医療機関からのリハビリ実施計画書入手**義務化**、みなし指定を受けた通所リハビリの人員配置基準緩和

【短期入所系サービス】

- ユニットケアの質の向上のための**体制確保**

【多機能系サービス】

- （看護）小規模多機能型居宅介護：**管理者の兼務規定緩和**

【福祉用具貸与・特定福祉用具販売】

- 選択制の対象福祉用具提供に係る利用者等への**説明・提案義務**
- 福祉用具貸与：貸与後のモニタリングの**実施時期等の明確化**、モニタリング結果の記録・ケアマネジャーへの交付、選択制対象福祉用具を貸与した後の貸与継続の必要性検討
- 特定福祉用具販売：選択制の対象福祉用具に係る計画達成状況の確認、販売後のメンテナンス

【居宅介護支援・介護予防支援】

- 前6月のケアプランにおける訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護の各サービスの利用割合など提示
- 指定居宅サービス事業者等との連携による**オンラインモニタリングの実施を可能に**
- ケアマネジャー1人当たりの**取り扱い件数の見直し**
- 介護予防支援の円滑実施

【居住系サービス】

- 協力医療機関設定の**努力義務化**、医療機関と連携した新興感染対策
- 特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護：生産性向上に先進的に取り組む場合の試行結果に基づく**人員配置基準の特例的柔軟化**、3年間の経過措置を置いたうえでの**口腔衛生管理義務化**

【施設系サービス】

- ユニットケアの質の向上のための体制確保、一定の経過措置を置いたうえでの**協力医療機関との連携体制構築、医療機関と連携した新興感染対策**
- 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）：小規模介護老人福祉施設の**配置基準緩和**、入所者の緊急時対応方法の定期的な見直しの**義務付け**

委員からの主な意見
福祉用具貸与への質問
・「介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討内容」報告と今回の指定基準の
又「貸与と選択の提案を行うか
者」として介護支援専門員又は、
福祉用具専門員とされているが、
見直し案には記述がなっていない
回答・整合が取れていない認識
している。医学的所見などの指
現が反映されていらないなどの指
摘がなされている。今後、通知な
で明らかにはしていきたい
と、今回の追加される福祉用具の貸
与・販売の選択の提案も（ケアマ
ネなど）現行の規定に包含され
るものと考えている
（民間介護事業推進委員会）
・施設と協力医療機関との連携
体制構築義務は、当初の1年
間の経過措置から「一定期間の
経過措置」となつたが、相手方
のあることであり、施設側には
利益を課すべきではない
（全国老人福祉施設協議会）
・カーテンや家具で仕切るのみ
でプライバシー確保が出来てい
ない、居室面積が狭い（特養は
10・65平米以上だが、介護医療
院・老健施設は6・4から
8・0平米以上）から「生活の
場」とは異なる。サービス内容
は変わらなず負担増となる点を
どう利用者が家族に説明し、納
得してもらおうのか。室料負担
入に理解が得られない
（日本慢性期医療協会）
・老健施設はすべての類型で
「在宅復帰」を指している。
「生活の場」と考えて室料負担
を導入することは遺憾である
（全国老人保健施設協会）